

第8章

実現化方策

第8章

実現化方策

1. 計画実現に向けた推進体制

(1) 市民参加及び企業参加の推進

市民・企業・行政がまちづくりの課題解決に向け、ともに取り組むことが重要であることから、まちづくり情報を積極的に提供し、より充実した実現性の高い「協働のまちづくり」を推進します。

具体の計画策定や事業化に向けた検討の際には、ワークショップ方式の導入など、積極的に関わられる仕組みづくりに努めます。

また、都市施設の維持管理についても、NPO法人*や市民の参加を推進します。

(2) 国・県との連携の強化

国・県道の整備や河川の改修と一体となったまちづくりが重要であることから、国・県の事業計画との整合を図るため、積極的な連携の強化を推進します。

(3) 近隣市町との連携の強化

都市づくりの整備効果を高めるためには、広域的な協力体制が重要であることから、地域の実情を考慮しながら、近隣市町との連携の強化を推進します。

2. 計画実現に向けた都市計画手法

(1) 土地利用

①都市計画区域

都市機能を整備充実するため、石巻広域都市計画区域及び河北都市計画区域については、今後も都市計画区域を維持します。

②区域区分

市街化の推進と農地・森林等の身近な自然環境の保全により、都市の快適な生活環境を維持するため、石巻広域都市計画区域については、今後も市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を導入します。

③用途地域、特別用途地区*

機能的な都市活動を確保し、秩序あるまちづくりを図るため、土地利用方針に基づいた用途地域を指定します。

なお、用途地域の1つである準工業地域については、コンパクトな都市づくりのため、必要に応じ、大規模集客施設立地規制の特別用途地区指定について検討します。

④準防火地域*

不燃化を促進するため、木造老朽建物が多い地区については、準防火地域の導入を検討します。

⑤地区計画

建築物等のきめ細かな規制誘導や道路・公園等の確保により、良好な市街地環境の形成を図るため、地区計画の導入を推進します。

なお、地区計画の導入に際しては、積極的な住民参加が必要とされることから、住民参加機会の拡大のほか、地区計画に関する知識の普及や情報の提供に努めます。

(2) 都市施設

①道路

市街地等における交通ネットワークの強化を図るため、国や県と連携し、都市計画道路の整備を推進します。

なお、都市計画道路の長期未着手となっている路線については、必要に応じて見直しを検討していきます。

②公園・緑地

身近な憩いの場を確保するため、地区の人口に見合った適正な配置を図りつつ、公園・緑地の整備を推進します。

③下水道

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、生活排水の処理については、地域に適した処理施設の整備を推進します。

④河川

水害に強い、親水空間を活用した魅力あるまちなみ景観を形成するため、国や県と連携し、河川改修事業を促進します。

(3) 市街地開発事業等

①土地区画整理事業

良好な市街地環境の形成を図るため、南境地区、渡波北部地区、蛇田北部地区、蛇田西部地区、蛇田中央地区において整備が進められている土地区画整理事業については、引き続き、早期の事業完了を目指します。

②市街地再開発事業*等

まちなかで誰もが安心して暮らせる生活環境の形成を図るため、子育て支援や高齢者への配慮等を行い、居住環境の向上や安全な歩行空間の確保を推進します。

③開発行為*

良好な住環境の形成を図るため、開発許可制度*及び開発指導要綱*に基づいた誘導を図ります。

3. 計画実現に向けた都市計画決定手続等

(1) 都市計画の見直し

土地利用や都市施設等については、担うべき機能を適時検証し、都市計画の見直しにより、適切に規制誘導を推進します。

(2) 都市計画決定手続*

都市計画決定手続*については、決定理由の説明責任及び住民参加機会の拡大が重要であることから、都市計画に関する知識の普及や情報の提供などにより、積極的な住民参加を推進します。

(3) 都市計画提案制度*

都市計画の提案制度については、提案に関わる土地の所有者、まちづくりNPO、一定の開発事業の実績を有する団体などが、都市計画を提案することが可能となっていることから、制度の活用を図るため積極的な情報提供等を推進します。